

申告（報告）と納付について



令和6年(2024年)4月1日現在

自動車を登録するときは、自動車税（環境性能割・種別割）の申告（報告）と納付を行ってください。

自動車を取得したとき又は登録事項に変更があったときは、その都度、運輸支局に登録申請をするとともに、北海道に申告（報告）が必要です。自動車税（環境性能割・種別割）の納付が必要となる場合は、北海道税収入証紙※1により納めます。

※1 北海道税収入証紙は、一般社団法人日本自動車販売協会連合会において販売しています。

なお、自動車税（環境性能割・種別割）の申告（報告）及び納付については、「自動車保有関係手続のワンストップサービス（OSS）」により、インターネット上で一括して行うことが可能です。

詳しくは、OSSのホームページをご覧ください。

<https://www.oss.mlit.go.jp/portal/> または

自動車税環境性能割の税率について

自動車税環境性能割の税率は燃費基準達成度等に応じて決定し、新車、中古車を問わず、非課税、1%、2%及び3%です（営業車の税率は非課税、0.5%、1%、2%です。）。

【(例) 自家用乗用自動車の税率】

燃費基準達成値等		税率	
電気自動車、燃料電池車、一定の天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車		非課税	
ガソリン車	かつ 平成30年(2018年)排出ガス基準50%低減 又は 平成17年(2005年)排出ガス基準75%低減達成車	令和12年度(2030年度)燃費基準85%以上達成車	非課税
		令和12年度(2030年度)燃費基準80%以上達成車	1%
		令和12年度(2030年度)燃費基準70%以上達成車	2%
	上記以外又は 令和2年度(2020年度)燃費基準未達成車の自家用乗用自動車	3%	

「主たる定置場」の記載について

北海道に申告（報告）するときは、「主たる定置場」欄に必ず市町村名の記載をしてください。

なお、記載の際は「納税義務者に同じ」、「所有者に同じ」、「使用者に同じ」等とせず、市町村名を記入してください。

また、括弧内は「旧主たる定置場所在の市町村名」を記入する欄となっていますので、ご注意ください。

主たる定置場 ※()内は旧主たる定置場所在の市町村名を記入

(例) 札幌市中央区北3条西6丁目1-1

()

主たる定置場 ※()内は旧主たる定置場所在の市町村名を記入

(例) 札幌市

(例) 当別町

()

主たる定置場 ※()内は旧主たる定置場所在の市町村名を記入

納税義務者に同じ

()

自動車税種別割のグリーン化特例

地球温暖化や大気汚染を防止する観点から、環境負荷の小さい自動車の開発・普及を促すため、排出ガス及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車の税率を軽減（軽課）する一方、初回新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする（重課）税率の特例措置が平成14年度(2002年度)から実施されています。

● 環境負荷の小さい自動車に対する軽課（自家用乗用自動車の例）

初回新規登録の時期	令和5年(2023年)4月1日 ～令和6年(2024年)3月31日
軽減期間	令和6年度(2024年度)分のみ
対象自動車	概ね75%軽減 ・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・一定の天然ガス自動車 ・プラグインハイブリッド自動車

● 環境負荷の大きい自動車に対する重課

対象自動車	ディーゼル車	令和6年度(2024年度)分 令和6年(2024年)4月1日現在 初回新規登録後11年を超えるもの (初度登録が平成25年(2013年)3月までのもの)
	ガソリン車 L P G 車	令和6年度(2024年度)分 令和6年(2024年)4月1日現在 初回新規登録後13年を超えるもの (初度登録が平成23年(2011年)3月までのもの)
税率	対象自動車の税率を概ね15%上乘せ (バス・トラックについては概ね10%上乘せ)	
対象外自動車	・電気自動車 ・メタノール自動車 ・天然ガス自動車 ・一般乗用バス ・被けん引自動車 ・ハイブリッド自動車のうちガソリンを燃料とするもの	

※ 対象自動車については、申告書（報告書）の記載要領や北海道税務課のホームページをご覧ください。札幌道税事務所自動車税部までお問い合わせください。

軽自動車税環境性能割の導入と賦課徴収について

軽自動車税環境性能割（市町村税）は、当分の間、市町村に代わって北海道が賦課徴収の事務を行うため、軽自動車を取得したとき又は登録事項に変更があったときは、「軽自動車税（環境性能割）申告書（報告書）」により、北海道に申告（報告）をすることになります。

なお、軽自動車税環境性能割の税率は、燃費基準達成度等に応じて決定し、新車、中古車を問わず、非課税、1%及び2%です。

【北海道税務課のホームページ】<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim/index.html> または

お問い合わせ・申告納付場所

取扱庁	登録番号	申告納付場所	所在地	電話番号	
札幌道税事務所自動車税部 〒001-8588 札幌市北区北22条西2丁目 TEL 011-746-1190	札幌ナンバー	自販連札幌支部	札幌市東区北28条東1丁目 札幌自動車会館2F	011-751-0910	
	函館ナンバー	自販連函館支部	函館市西栲樹町555番地37号 函館自動車会館	0138-49-6106	
	室蘭ナンバー 苫小牧ナンバー	自販連札幌支部室蘭事務所	室蘭市日の出町3丁目4番地10号	0143-45-5511	
	帯広ナンバー	自販連帯広支部	帯広市西19条北1丁目3番19号 帯広自動車販売店協会	0155-33-2238	
	釧路ナンバー	自販連釧路支部	釧路市鳥取大通6丁目1番1号 釧根自動車会館1F	0154-51-3251	
	知床ナンバー(※1)				
	北見ナンバー	自販連北見支部	北見市東三輪5丁目5-13	0157-24-8321	
	知床ナンバー(※2)				
旭川ナンバー	自販連旭川支部	旭川市春光町10番地 人材育成センター2F	0166-51-5353		

※1 定置場が「野付郡別海町」「標津郡標津町」「標津郡標津町」「目梨郡羅臼町」に所在する自動車。

※2 定置場が「斜里郡斜里町」「斜里郡清里町」「斜里郡小清水町」に所在する自動車。